

防官広第9806号
22. 8. 1

大臣官房長
各局長
衛生監
技術監
施設等機関の長
各幕僚長 殿
情報本部長
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長

防衛大臣

防衛省・自衛隊における広報活動の基本方針について（通達）

標記について、防衛省の広報活動に関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第36号）第2条の規定に基づき、別紙のとおり定めたので周知徹底されたい。

添付書類：別紙

防衛省・自衛隊における広報活動の基本方針について

1 防衛省・自衛隊における広報の意義

国の防衛は国家存立の基本であり、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという防衛省・自衛隊の任務は極めて重要である。もとより我が国の防衛は、ひとり自衛隊のみで果たせるものではなく、広く国民的基盤に立ち、国民各層の自衛隊に対する理解と支持があってはじめて成り立つものである。こうした国民各層の認識と理解を深め、支持を拡大するためには、国民にとって分かりやすい広報活動を積極的に行い、信頼と協力を得られるよう努めなければならない。

また、本来任務となった国際平和協力活動をはじめとして、防衛省・自衛隊の活動がグローバル化する中、活動を円滑に行うためにも国際社会からの理解が必要であり、こうした理解が得られるよう、国際社会に向けた広報活動にも努める必要がある。

2 隊員等一人一人の広報意識の醸成

上に述べた防衛省・自衛隊における広報の意義及び重要性については、広報業務に直接携わる者のみならず、すべての隊員等（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第5項に規定する隊員及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第1条第2項に定める部局に勤務し、又は同項に定める職にある職員をいう。以下同じ。）が認識し、広報意識を持つことが必要である。広報意識とは、隊員等が防衛省・自衛隊における広報の意義を正しく認識し積極的に携わる意識をいう。これは、隊員等一人一人が自分の任務を理解した上ではじめて持つことができるものであり、プロフェッショナリズム（職業意識）の確立の上でも重要な要素である。

こうした広報意識を持つことは、自らの行動の結果が国民の防衛省・自衛隊に対する印象・評判に直結するということを、隊員等一人一人が常に意識して行動するということも意味しており、このような観点からも広報意識の確立に努めなければならない。

また、隊員等一人一人の広報意識を醸成する上で、自らの組織・活動に対する隊員等の理解促進を図る部内広報が重要な役割を有しており、今後も力を入れていかねばならない。

3 整合性の確保と創意工夫

防衛省・自衛隊が行う記者会見を通じた報道機関への対応並びに防衛政策及び自衛隊の活動等に係る情報発信については、常に組織全体として整合がとれたものとする必要がある。このため、各広報実施担当官（防衛省の広報活動に関する訓令第3条に規定する実施担当官をいう。）の間で緊密に情報共有・連携を行うよう努めなければならない。

また、防衛省・自衛隊全体に係る政策に関して、特に、国民の理解を深め、支持を拡大するための重要な情報発信、記者会見等の報道関係者に対する広報の実施に際しては、防衛大臣を補佐するという観点からも、大臣官房報道官を中心とする整合のとれた広報活動に努めなければならない。

一方、防衛省・自衛隊は複数の機関を有する大規模な組織であり、国民に広報すべき内容も多種多様である。そのため、こうした多種多様な広報を適時に行うに当たっては、防衛省・自衛隊の各機関による組織の特性を活かした創意工夫が必要であることに加え、各地方においては、必要に応じて地方防衛局と部隊等が人的資源を結集し、広報のための施策を実施する等の連携強化に努めなければならない。また、国民のニーズや情報の入手経路が多様化しているとともに、厳しい財政事情によって予算が抑制される中、広報業務に直接携わる者は、既成概念にとらわれない進取の気概をもって創意工夫に励む必要がある。

4 緊急事態における広報

整合性が特に求められるのは、緊急事態における広報である。緊急事態においては、事態が刻々と進展する一方で、情報が十分でない場合や確認できない場合があり、とかく混乱を招きやすいが、そうした中で迅速かつ的確に防衛省・自衛隊ひいては政府として整合のとれた広報を行うことが必要である。

このため、具体的な広報要領について、広報業務に直接携わる者のみならず、広く関係者間で認識を共有し、メディア・トレーニング等を平素から行うことにより、緊急事態においても最大限に効果的な広報が実施できるよう努めなければならない。

5 国民への直接発信及び広聴と対話の重視

近年の情報通信技術の進展により、マス・メディア以外の方法により、国民が多くの情報を直接入手できる時代となっている。防衛省・自衛隊においても、こうした情勢及び技術動向を的確に把握し、直接発信可能な手段をより積極的に取り入れ、国民がより多くの情報を容易に入手できるように努めなければならない。その際、国民の関心を的確に把握し、より一層国民の目線に立った分かりやすい広報を心掛ける必要がある。

また、同様に、電子メール等を通じて今まで以上に国民の意見を受け取りやすくなっていることを踏まえ、広聴と対話を重視した広報に努めなければならない。その際、中央における広聴のみならず、地方においてもセミナー等を活用した広聴と対話に努めなければならない。

6 国際的な活動に関する広報

国際平和協力活動が自衛隊の本来任務となったことを踏まえ、国際平和協力活動を含む自衛隊の国際的な活動が円滑に実施できるよう、国内外に積極的に広報する必要がある。特に長期間にわたる派遣においては、時間の経過とともに国民の関心の低下を招きかねず、活動の意義、成果等について積極的な広報活動を適時実施するよう努めるべきである。

また、こうした国際的な活動が国際社会においても理解されるよう努める必要があり、活動の円滑な実施を可能とする環境を整備する観点からも、国際社会に向けた積極的な広報に努める必要がある。